



申14号「2024年度定期医学適性検査、特定業務従事者健康診断(深夜業他)〔上期〕及び特殊健康診断〔上期〕に関する申し入れ」〔5月31日開催〕

1. 2024年度医学適性検査、特定業務従事者健康診断(深夜業)〔上期〕及び特殊健康診断〔上期〕について実施箇所を変更した理由を明らかにすること。

(回答)

水戸支社ビル内に健診スペースを新設し、受診日の拡大等を図ったところである。

【会社回答】

- 以前から健康推進センターから1箇所で行いたいとの意見が上がっており、精密機器の配送コストや、個人情報の管理といった点などから支社の間内改良を行い、健診スペースを新設して1箇所に集約することとなった。
- 運輸区などの会議室を使うことで、会議室を利用したい時に使えないという声があった。
- これまでと受診日のトータルの日数的には変わらないが、選択肢が増えたことで実質的に受診日は拡大している。
- 水戸だけではなく仙台での受診も可能にしている。女性社員からは好意的な意見も出されている。
- 勤務地がいわき、大子であっても居住地が水戸の人もある、一概に不便になったという認識はない。

2. 2024年度医学適性検査、及び特殊健康診断〔上期〕の実施について、健水健セ第34号の通達に則り勤務の取り扱いを行うこと。

(回答)

2024年度定期医学適性検査及び特殊健康診断〔上期〕の実施については、通達に則り取り扱うこととなる。

【会社回答】

- 通達に則り、「出張」として勤務の取り扱いを行うこと。
→「出張」は「労働時間として取り扱う」という意味である。これまでも同じ取り扱いで行っている。
- 何に基づいて取り扱いを行うのか。
→「出張」については就業規則第80条(勤務箇所以外での勤務)、第81条(労働時間の取り扱い)。及び、人勤1号「正規の勤務を離れ諸会合等へ参加する場合の取り扱い」1項4号イに則って取り扱っている。
- 人勤1号に書かれている「正規の勤務」「勤務定刻」とはなにか。
→「正規の勤務」とは乗務員であれば乗務行路、「勤務定刻」とは勤務の開始から終了時刻となる。
- 受診の時間は労働時間となっているが、今回の変更によって長時間の移動など自分の時間、休みを削って受診しなければならないとなった。このような社員に対してどのように考えるのか
→予約システムで待ち時間の短縮につながっている。受診できる日数の増加や仙台会場での受診ができるようになり、受診しやすい環境になっている。

3. 特定業務従事者健康診断(深夜業他)について「出張」の取り扱いとすること。

(回答)

特定業務従事者健康診断(深夜業他)〔上期〕については、通達に則り取り扱うこととなる。

【会社回答】

- 特定業務従事者健康診断についても労働時間として取り扱うこと。
→基本的には自分の時間となるが、一部「免除」とすることも出来る。
- 今回の受診箇所変更により、より格差や不公平感が発生することから見直すこと。
→通達に則り取り扱っていく
- 一部の管理者は、明けではなく日勤の際に受診をするなど、不公平感が職場では出ていることから改善すべき。
→見本となるべき管理者としては良くない。不公平だという声は承る。
- 今回の受診会場の変更によりグループ会社で働く人たちにも影響が出ている。グループ会社、パートナー会社の社員が受診しやすい環境の整備や制度の見直しが必要ではないか。
→変更する考えは今のところない。

4. 今申し入れに対する団体交渉は、2024年5月24日までに開催すること。

(回答)

団体交渉については、「労使間の取り扱いに関する協定」(令和3年10月1日)に則り取り扱っている。